

古田史学の会・東海

東海の古代

第146号 平成24(2012)年10月

会長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

前号に引き続いての論考です。

- 1 ブラムゼンの「二倍年曆」
- 2 古田武彦氏の「二倍年曆」
- 3 「二倍年曆」説の追認
- 4 貝田禎造氏の「一月・十五日曆」説
- 5 加藤勝美氏の「二倍年曆」による天皇没年の推定
- 6 九州年号と二倍年曆
- 7 私の考え

天皇の生年・没年について(その2)

名古屋市 石田敬一

8 年曆に関する私の鳥瞰

佐藤章司氏は、「東海の古代」144号(2012年8月)において、「倭人の二倍年曆と曆」と題して、倭国が二倍年曆を止め元嘉曆を取り入れて一倍年曆の曆法にしたのは、倭王武の朝貢の時ではないかとされます。

倭王武の昇明2年(478年)の朝貢の際の上表文には、次のとおり記述されます。

窃かに自ら開府義同三司を仮し、その余は咸な仮綬して、以って忠節を勧む。(『宋書』倭国伝)

この記述をもとに佐藤氏は、宋との交流の結果、曆についての認識とその必要性が生じ、宋で作られた元嘉曆の使用が始まったものである

うと推測されます。

私はこれとは違う考えを持っています。

倭の五王の時代には、宋の元嘉曆を使用していたであろうとは思いますが、倭王武が皇帝の外戚と同じ開府義同三司を自ら仮することが、それまで倭国が二倍年曆を使っていたとされる根拠には結びつかないと思います。

『後漢書』東夷伝や『魏志』倭人伝など中国史書の記述から明らかなように、倭が中国側と交流してきたのは宋の時代に始まったのではなく、ましてや倭王武の時代でもなく、倭はもっと古い時代から中国と交流し中国の冊封体制に組み込まれています。従って、曆を認識したことについては、倭王武に始まったことではないと思います。

私は、古代の日本列島や朝鮮半島における国々は、中国の冊封体制のもとにあって、中国の年曆を受け入れ、そしてそれを断続してきたと思います。『後漢書』東夷伝に

建武中元二年倭奴國奉貢朝賀 使人自稱大夫
倭國之極南界也 光武賜以印綬

とあるように、中国の年曆に従った時期は、建武中元二年(57年)に、光武帝から冊封関係の証拠である印綬を賜った時です。『漢書』地理志に

樂浪海中有倭人 分爲百餘國 以歲時來獻見云
とあることや『論衡』に

周時天下太平 倭人來獻鬯草

とあることから、それ以前である可能性もあるでしょう。しかし、57年には、印綬を賜ったのですから、まちがいなく中国の冊封体制に組み込まれています。高句麗は建武八年（32年）に光武帝に朝貢し、前漢末以来の王号が復活されています。この王号を授受したことにより、高句麗はあらためて中国の冊封体制下に置かれました。

冊封とは、称号や印章などの授受により中国の天子と近隣諸国の王とが結ぶ君臣関係のことであり、朝貢国は、方物を献上することと、正朔を奉ずること、すなわち中国の年号と天子が制定した暦を使用しなければなりません。

したがって、光武帝から印綬を賜った時点で、倭（倭奴）は中国の冊封体制に組み込まれていることを表し、この57年の段階で倭（倭奴）は中国の年号と暦を使ったに違いありません。君臣関係にあるので、中国の年号と暦の使用に従わなければ、外交もままならなかったはずで

す。なお、57年の年号は建武中元であり、また暦法は、漢の武帝が太初元年（紀元前104年）に太陰太陽暦の太初暦を採用しており、これに従ったと考えられます。

こうした考えに立ち、朝鮮半島の国々と倭（倭奴）の建国時期とを比較すると、中国の冊封下に置かれた時期が妥当であることがわかるでしょう。というのも建国後しばらくしてから中国の冊封体制下に置かれたと思われるからです。

9 朝鮮半島諸国と倭国の建国・年号

倭の建国時期については、『二中歴』の「年代歴」に記述されています。

年始五百六十九年内世九年無号不記支干其間結繩刻木以成政

繼体五年 元丁酉

……(中略)……

大化六年 乙未

已上八百八十四年年号卅一代不記年号唯有人传言自大宝始立年号而已

(改定史籍集覧第廿三冊 『二中歴』36・37頁)

この記述は、年を数え始めてから「年代歴」で記述した繼体元年までの間に569年が経過

しており、そのうち最初の39年間は、「無号不記支干」すなわち年号はなく干支もなかった、そして、ただ「結繩刻木」していたという意味です。

「結繩刻木」は、縄を結んだり木に刻んだりしたということで文字を使っていない原始的な時代のことです。年号・干支・文字の使用の開始は、佐藤氏が示されるような倭の五王の時代のことではありえません。それよりも、ずっと前のことであることは、倭の五王が南朝に上表文を出し朝貢していたことから明らかです。上表文にはもちろん文字が使用されています。卑弥呼の時代でさえも、魏に上表文を出しており、倭の五王や卑弥呼の時代には、すでに文字を使用していたわけですから、「無号不記支干」、「結繩刻木」の時期は、倭の五王や卑弥呼の時代よりも、はるかに遡る時期であることを示しています。

先にも示したとおり、「年代歴」に、倭国の年始は、繼体年号の元年である丁酉（517年）から遡ること569年と記述されます。したがって、517年－569年、すなわち紀元前52年です。

それから39年間、紀元前14年までは、「無号不記支干」であったとされますので、裏返せば、すなわち紀元前13年から年号や干支を用いたこととなります。この時期には倭独自の年号はなかったと思われることから、この紀元前13年の年号は、前漢の成帝劉鷲の治世の年号、永始を使用したはずで

す。また干支は殷の時代にはすでに中国で使われていたので、まさしく中国から年号とともにもたらされた干支を使ったでしょう。年号、干支の使用は、中国の暦計算に合わせたことを意味し、一倍年暦の中国年暦を使用し始めたことになると思います。

中国の年号と干支を使用し始め、それが569-39=530年間続きます。その後、「繼体」から始まる自前の年号を開始したということですから、その自前の年号が184年間（31代）で「大化」まで続くことが記述されています。以上のとおり、『二中歴』の「年代歴」に従えば、倭（倭奴）の建国時期は、紀元前52年であり、それは朝鮮半島の国々の建国時期と比べてG表のとおり妥当な時期であるとともに、「年代

歴」の記述が的確であることを示していると思います。

G表 朝鮮半島の国々と倭の建国時期

国名	建国時期	始祖
高句麗	紀元前37年	朱蒙 <small>チュモン</small>
新羅 <small>ソナボル</small> (徐那伐)	紀元前57年	朴赫居世 <small>カクキヨセイ</small>
百濟(十濟)	紀元前18年	温祚 <small>オンソ</small> (朱蒙の第三子)
倭(倭奴)	紀元前52年	須佐之男尊 (素戔鳴尊)

その後、五胡十六国時代(304～438年)から南北朝時代(439～589年)にかけて、中国の国内において分立興亡が起こり、中国の統率力が弱体化したのを機に、朝鮮半島の国々は、中国の冊封体制さくほうから脱却し独自の年号を建てました。これと同じように、倭国も、同じ頃に独自の年号を使い始めたと考えます。H表のとおりです。

H表 朝鮮半島諸国と倭国の年号

国名	年号	国王	制定年	出典
高句麗	永樂	好太王	392年	広開土王碑文
	延寿	長寿王	451年	銀製盒銘文
新羅	建元	法興王	536年	三国史記
百濟	建興	聖王	532年	金銅仏光背銘
倭	継体	雄略	517年	二中歴・年代歴

10 中国から伝わった二倍年暦

現在では、年号をやめ西暦を使用している中国に対して、日本では今なお、西暦とともに年号を継続しています。この年号制度の例からして、日本は古い中国の制度を保続している国で

あると思われます。こうした傾向は、年暦についてもいえるのではないかと思います。

稲作が始まった頃でしょうか、はるか遠い昔、中国で使われていた二倍年暦が、稲作とともに日本列島に伝わり、そして中国で忘れ去られてしまった後も、日本列島では稲作の春耕秋収を節目とした二倍年暦が使われていたのではないかと思います。

そして紀元前13年に中国の冊封体制下さくほうにおかれた倭(倭奴)では、その当時すでに一倍年暦を使用していた中国に従い、中国との外交上、倭は一倍年暦に切り替えたものの、国内においては農業を営む民衆の生活の混乱を避けるため、二倍年暦のなごりである「二倍年齢」を使っていたのではないかと想像しています。年齢だけは1年に2歳を数えたと考えるものです。

古賀達也氏は、『新・古代学 古田武彦とともに』第7集(2004年、新泉社)の「新・古典批判 二倍年暦の世界」において、「司馬遷の『史記』によれば、黄帝・堯・舜の年齢が百歳を越えていることから、夏王朝前後の中国は二倍年暦であったことがうかがえる」と述べておられます。夏王朝前後といえば紀元前2000年ごろのことです。

また、私も以前に二倍年暦の例として、次のとおり神農を紹介しました。夏王朝よりさらに古い時期です。神農は、中国の皇帝で農耕と医療の術を教えたとされます。

二倍年暦は、農業とともに古代中国から伝わったのかもしれませんが。

古代中国の伝説に登場する三皇五帝の一人、神農は医療と農耕の術を教えたという紀元前2740年頃の王ですが、皇甫謐こうほひつの『帝王世紀』には、炎帝神農は在位百二十年で崩じ、長沙(湖南省長沙市)に葬られたとされます。

神農が120歳まで生きたとすれば、それは通常の寿命とは考えられませんので、「二倍年暦」で数えた年齢ではなかったかと思えます。神農の時代は「二倍年暦」が使用されていたのかもしれませんが。それが、遠い昔、農業とともに日本列島に伝わったのではないかと想像しています。

(「東海の古代」122号(2010年10月)、6頁、)

さらに、私は中国に禅宗を伝えたインド出身

の達磨大師についても紹介しました。達磨大師は5世紀から6世紀に生きた人であるとされます。5, 6世紀の中国は一倍年暦の時代です。しかし、達磨大師は、150歳で遷化、すなわち150歳で亡くなったとされます。「二倍年齢」です。一倍年暦である中国の時代に、インドでは「二倍年齢」があった証拠ではないでしょうか。すなわち、達磨大師は「二倍年齢」の証人です。

1.1 継体天皇の「二倍年齢」

「二倍年齢」を具体的に検証するために、継体天皇の年齢や親子関係について取り上げます。

継体の没年は、『古事記』に43歳とあるのに対して、『日本書紀』には82歳とあり、ほぼ2倍の数値が示されていることから、『日本書紀』の継体の没年は「二倍年齢」で記述され、『古事記』では「一倍年齢」で記述されているのではないかと考えられます。つまり、正しくは『古事記』の43歳であるところを『日本書紀』では、その二倍の年齢で記述されていると考えるものです。

なお、継体の子で『日本書紀』に没年齢が記述されている、安閑(70歳)、宣化(73歳)は「二倍年齢」の疑いが濃いと思われます。特に安閑については『日本書紀』に没年齢と没年干支の記述があります。、安閑の没年齢と没年干支、継体の没年干支から想定すると、安閑を始め継体の子らは「二倍年齢」で記述されていると思われます。

これに対して、推古(75歳)については、その治世が記紀ともにほぼ同じであり、「一倍年齢」と考えられます。

1.2 二倍年暦による継体天皇の生年・没年

(1) 690年を基準とした場合

「天皇の生年・没年について(その1)」で紹介した加藤勝美氏の仮説は、持統4年(690年)を基準年として、それ以前は二倍年暦であったと仮定して算出した天皇の崩御年について具体的に年代を推定した案です。この案のうち持統から継体までの算出根拠を示せば、I表の

とおりです。

I表 690年を基準とする年代推定案

代	天皇	古事記崩御年	一次推計	年差	年差 / 2	案
26	継体	丁未	527	8	4:0	608
27	安閑	乙卯	535	49	24:5	612
30	敏達	甲辰	584	3	1:5	637
31	用明	丁未	587	5	2:5	638
32	崇峻	壬子	592	36	18:0	641
33	推古	戊子	628	62	31:0	659
41	持統	(持統4年)	690			690

J表

天皇	生年(年)	没年齢(歳)	没年(年)	備考
継体	566	43	608	古事記 43歳 日本書紀 82歳
安閑	578	35	612	日本書紀 70歳 →35歳

I表に基づき継体と安閑の生年・没年を整理したのがJ表です。J表のとおり、継体の没年は608年で、43歳が没年齢であるので、継体の生年～没年は、566年～608年(生年を1歳と数える。以下同じ。)となります。そして、継体の子である安閑の没年が612年で、70歳の半分35歳が没年齢であるので、生年～没年は、578年～612年となります。

となると、安閑が生まれた578年は、継体の年齢は12歳です。12歳で父親になるというのは、皇室における事例はありません。鎌倉時代の弘長二年(1262年)に亀山天皇が4歳年上の洞院侁子との間に第一皇女^{とういん まつし}暲子内親王^{けんし}をもうけ父親になったのは、亀山天皇が満13

歳のときです。これがいちばん若年齢で父親になった皇室の例です。従って12歳で親子関係とするのは無理があります。つまり690年を基準とした場合は具合が悪いようです。

なお、^{けんし}親子内親王は2歳で亡くなっています。

(2) 628年を基準とした場合

次に、推古の没年については、記紀ともに628年で同じであるので、これを基準として、それ以前は二倍年暦であったと仮定した場合についての年代推定を検討します。

K表 628年を基準とする年代推定案

代	天皇	古事記崩御年	一次推計	年差	年差 / 2	案
26	継体	丁未	527	8	4 0	576
27	安閑	乙卯	535	49	24 5	580
30	敏達	甲辰	584	3	1 5	605
31	用明	丁未	587	5	2 5	607
32	崇峻	壬子	592	36	18 0	610
33	推古	戊子	628			628

L表

天皇	生年(年)	没年令(歳)	没年(年)	備考
継体	534	43	576	古事記 43歳
安閑	546	35	580	日本書紀 70歳

K表に基づき継体と安閑の生年・没年を整理したのがL表です。継体の没年は576年で、43歳が没年齢であるので、継体の生年～没年は、534年～576年となります。そして、継体の子である安閑の没年が580年で、70歳の半分35歳が没年齢であるので、生年～没年は、546年～580年となります。

と、継体が12歳の546年の時に安閑が生まれたこととなります。先に示したとおり12歳は、親子関係としては無理があります。

以上のとおり、690年を基準にした場合でも、628年を基準にした場合でも、二倍年暦では、継体と安閑の親子関係を適切に説明できず問題があります。

1.3 「二倍年齢」による継体天皇の生年・没年

『古事記』の年干支をもとに、推古天皇の没年(628年)を基準として、継体までの没年を「二倍年齢・一倍年暦」で計算すると、M表のとおりです。

M表 628年を基準とする年代推定案

代	天皇	古事記崩御年	干支番号	年差	推定案
26	継体	丁未	44	8	527
27	安閑	乙卯	52	49	535
30	敏達	甲辰	41	3	584
31	用明	丁未	44	5	587
32	崇峻	壬子	49	36	592
33	推古	戊子	25		628

これは、同表をご覧になればわかるとおり、ごく常識的な算出結果によるものです。この計算では、推古の没年である^{ほし}戊子と継体の没年である^{ていび}丁未の間が、101年間(628-527年)となります。継体の子の欽明、その子が推古であり、2世代ですから、1世代50年とすれば2世代で100年であり、101年間は順当であると思います。

継体の没年は527年で、43歳が没年齢であるので、継体の生年～没年は、N表のとおり、485年～527年となります。

N表

天皇	生年 (年)	没年令 (歳)	没年 (年)	備考
継体	485	43	527	古事記 43歳
安閑	501	35	535	日本書紀70歳

また、安閑の没年齢70歳は「二倍年齢・一倍年暦」では35歳の没年齢となるので、安閑は501年生まれで535年に没したことになります。継体は485年生まれで、安閑は501年に生まれたこととなりますから、安閑が生まれたのは、父の継体が16歳の時のこととなります。先に示したとおり、16歳の年齢は、父親としてあり得べき年齢です。妥当な親子関係を示しているといえましょう。

以上の結果から、継体から安閑までは「二倍年齢・一倍年暦」の時代であるとするのが適切であると考えられるものです。

14 武烈と継体の生年・没年

武烈天皇の生年月日、没年月日は記紀に記述されていません。武烈記には治世の年数のみで武烈紀には没年月日のみ、継体紀には武烈の没年令とその年が武烈八年とするのみです。

もし、5世紀末に二倍年暦が使われていたとするならば、年齢と年暦は連動しているのですから、5世紀末から6世紀初めに生存した武烈天皇の生年月日、没年月日は明確であるはずですが、しかしながら、まったく明確に記述されていません。

記紀では、ともに生年月日が不明です。没年月日については、武烈紀に武烈8年12月8日(506年)とあります。

『扶桑略記』では、武烈の没年齢は18歳とされる一方で、継体紀には武烈の没年齢が57歳と記述されます。5世紀末に元嘉暦で一元化されていたのならば、このような混乱はあり得ないと思いますが、この混乱について、私は武烈と継体の年暦と年齢の混乱によるものと推測します。

私は、武烈と継体の生年が同じであったという伝承があったのではないかと考えています。

というのも、『日本書紀』では継体の没年は531年で、没年令は82歳であるので、生年は $531 - 81 = 450$ 年となります。

一方で、武烈は506年の没年で没年齢が57歳とされますので、武烈の生年は $506 - 56 = 450$ 年です。武烈と継体の生年は450年で同じ年になります。武烈と継体は同年生まれだったのでしょう。これは、武烈と継体は同年生まれとの伝承があったためだと思われます。整理すると、O表のとおりです。

O表

天皇	生年 (年)	没年令 (歳)	没年 (年)	備考
継体	450	57	506	日本書紀57歳
安閑	450	82	531	日本書紀82歳

私はこの二人の生年が450年であることについて疑問を持ちます。これは、継体の年齢が二倍年暦で記述されていることの誤解から生じたものと推測します。

本当の継体の年齢は『古事記』に記述された43歳です。また『扶桑略記』に

武烈八年(506年)丙戌十二月天皇春秋十八崩
(国史大系12『扶桑略記』24頁)

とあるとおり $506 - 17 = 489$ 年が武烈の生年となります。武烈の生年は同時に継体の生年であるとすれば、継体の没年は $489 + 42 = 531$ 年になります。

P表

天皇	生年 (年)	没年令 (歳)	没年 (年)	備考
武烈	489	18	506	扶桑略記
継体	489	43	531	古事記 43歳

すなわち武烈も継体も489年生まれとすれば、『古事記』の継体の没年齢や『日本書紀』の武烈の没年、『扶桑略記』の武烈の没年齢の記述にぴったり一致し、P表のとおり混乱無く説明できます。

以上のとおり、継体の82歳が、二倍年暦で記述されていると考えれば、『日本書紀』の年齢と年暦の混乱の意味が理解できます。

なお、『古事記』に、武烈に子供がなく妃も記述されていないのは、武烈が独身であったからではないかと推測されます。18歳の若さで亡くなったことが、これを裏付けると思います。

以上のとおり、『日本書紀』において、武烈の生年・没年が未記載であるとともに没年と没年齢が混乱した原因は、「二倍年齢・一倍年暦」であるところを年齢と年暦が連動する二倍年暦として計算したことによるものと考えます。

1.5 書紀編者の思考過程

次に、書紀編者の思考過程を順に示し、混乱が生じた状況を整理します。

<二倍年暦の思考過程>

継体の没年：531年

↓

継体の没年齢：82歳

↓ *二倍年暦による生年

継体の生年：450年

↓ *継体と武烈の誕生年は同じとの伝承

武烈の生年：450年

↓

武烈の没年：506年

↓

武烈の没年齢：57歳

*『帝王編年記』『皇代記』などに武烈の没年齢は57歳と記述されるが、継体の二倍年暦に従って計算された結果であり、机上の年齢である。

<二倍年齢の思考>

継体の没年：531年

↓

継体の年齢：43歳

↓ *82歳を一倍年齢にした年齢

継体の生年：489年

↓ *継体と武烈の誕生年は同じとの伝承

武烈の生年：489年

↓

武烈の年齢：18歳

↓ *『扶桑略記』『水鏡』は18歳と記述

武烈の没年：506年

これを整理すると、次のQ表のとおりです。

Q表

天皇	二倍年暦		二倍年齢	
武烈	57歳	450~507年	18歳	489~506年
継体	82歳	450~531年	43歳	489~531年

以上は『日本書紀』の記述を基本とした場合の生年・没年です。

R表

天皇	二倍年齢	
武烈	18歳	485~502年
継体	43歳	485~527年

『古事記』において、継体は、N表のとおり485~527年となります。武烈は、同様に4年繰り上がるので、R表のとおり485~502年となります。

いずれにしても、武烈と継体の生年・没年については、その思考過程を示したとおり、これら二人の天皇の崩御年齢は、二倍年暦で思考したために生じた混乱です。「二倍年齢・一倍年暦」であれば、その混乱について整理して説明できます。

したがって、継体、武烈の事例から古代の天皇の年齢は、二倍年暦ではなく、「二倍年齢・一倍年暦」であったと考えます。

蛇足ですが、継体の妃は、^{たしらかのひめみこ}手白香皇女で武烈

の姉ですから、継体の妃は姉さん女房ということになります。

16 混沌から秩序へ

神武の即位の時期が紀元前660年だったと『日本書紀』にあります。そして継体の頃までが二倍年暦であるので、531年+660年=1191年を半分にすると596年だから、神武は531-596年=紀元前65年前後が神武の即位時期になるはずであると、おおざっぱに二倍年暦を説明されることがあります。

一見、二倍年暦の状況を的確に捉えているように思われますが、『日本書紀』には、すべての天皇の崩御年齢が記述されているわけではありません。継体以前では26代のうち15代の崩御年齢が明確であって、そのほかの4割の11代は明確な記述がありません。

S表

代	天皇	崩御年齢	
		古事記	日本書紀
2	綏靖	45歳	84歳
9	開化	63歳	115歳
21	雄略	124歳	62歳

また崩御年齢が記述されている15代全てに一貫性があるわけではありません。たとえば、S表のとおり綏靖や開化は『日本書紀』が『古事記』のほぼ二倍になっていますが、雄略では、逆に『古事記』に124歳、『日本書紀』では62歳となっており、『日本書紀』の方が『古事記』の半分になっています。つまり『日本書紀』の天皇の崩御年齢は、一律に二倍になっているとはいえないのです。

とりわけ、雄略については、一倍年暦を倭が取り入れたと佐藤氏が主張される倭王武の頃であって、年暦と年齢が連動しているとするならば、天皇の崩御年齢がこれほど混乱するはずはないでしょう。

倭が中国の冊封体制さくほうに確実に組み込まれたことが確認できる建武中元二年（57年）、倭は中国との公式上、外交上においては中国の年号と干支による年暦を使うことが不可欠であるとともに、国内の生活においては農暦を起源として春耕と秋収の節目により歳を数える「二倍年齢・一倍年暦」が使用されていたと考えます。

二倍年暦では混沌として説明が付かなかったものが、武烈・継体の事例を取り上げて説明したように「二倍年齢・一倍年暦」の考えを導入することにより、倭の年暦と年齢の関係が秩序あるものに整理できると考えるものです。

『日本書紀』の中国史料収集時期考

名古屋市 佐藤章司

本稿では『日本書紀』を編纂する際に中国史料を収集した時期を明確にするとともに、次のA⇒B⇒C⇒D⇒Eの流れが中国史料とのすり合わせによる書記編纂の全体的な流れと思われるので、これについて検証する。

A

開元（713～741）の初 又使を遣わせて来朝する。…… 得るところの錫賚しらい尽く文籍かいを市、海に浮んで還る（『旧唐書』日本国伝）

『日本書紀』編纂にあたって、上のように遣唐使が入手して持ち帰った中国歴代の史料をもとに倭国時代の外交交渉等の史料として活用した。そのひとつに、『日本書紀』引用の『三国志』（晋の起居注を含む）や『晋書』のあったこと疑えない。

例えば、次のとおりである。

- a: 神功摂政39年（239）條
魏志倭人伝によると明帝の景初3年6月倭の女王（卑弥呼）の遣使
- b: 神功摂政43年（243）條
魏志にいう正始4年倭王（卑弥呼）また遣使
- c: 神功摂政66年（266）條
武帝の泰初2年10月倭の女王（壹與）の

貢献

B

それでは、開元（713-741）の初とは、いつのことか。そして誰がいつ日本国に持ち帰ったのか。これに関して『続日本紀』に次の記述がある。

靈龜2年(716)8月20日に遣唐使を任じ、多治比真人県守を押使・阿部朝臣安麻呂を大使・藤原朝臣馬養を副使とした。

養老元年(717)多治比真人県守に3月9日節刀を賜う。

この時に日本を出発し、

翌年の養老2年(718)12月13日多治比真人県守らが唐から帰京した。 (『続日本紀』)

この遣唐使の帰還時に『隋書』・『三国志』・『晋書』・『宋書』等入手したのであろう。そして『日本書紀』完成を奏上した養老4年(720)5月21日までの1年6ヶ月間に完成していた『日本書紀』を概ね次のように追加し、修正した。

ex 1 『隋書』に

「推古27年(619)大禮小野妹子を大唐へ派遣、鞍作福利を通訳とした」

とあったものを

「推古15年(607)大禮小野妹子を“大唐”(隋)へ派遣、鞍作福利を通訳とした」

と推古27年を推古15年へ12年繰り上げて修正した。この時の残滓が「大唐」である。

この繰り上げを示すものが

「朕、宝命を欽承し、区字に臨迎す」

の“宝命”にある。(注：この国書のポイントは「宝命」の用語にあって、王朝の一代にこそふさわしいが、二代以降の帝位の継承者には用いる用語ではない。ここで、煬帝の国書とされているものは、「唐の高祖」の国書である。)(『法隆寺の中の九州王朝』225～232頁参照、古田武彦著、朝日文庫)

ex 2 『魏志』倭人伝に

「神功皇后39年、魏志倭人伝によると明帝の景初3年6月に」

とあるように、上のa～cを神功皇后紀に追加し、あたかも神功=卑弥呼=壺与であるがごとく編纂し名前を伏せて、倭の女王を大和王朝に取り込んだ。(注：明帝は景初3年正月1日に崩御した)

ex 3 『宋書』に

武の上表文に「対高句麗戰の準備中に奄^{たちま}ち」とある。

父兄(済・興)を海難事故? で失ったことに対して、この倭の五王の存在を隠蔽するため、この事実を代えて継体天皇25年の条の『百濟本記』にある「(前略)又、聞く日本の天皇および太子・皇子俱に崩薨^{ともみまかさ}りましぬ。」を挿入した。その際「奄^{たちま}ち(突然)」⇒「俱^{とも}(一緒)」、高句麗⇒高麗、倭国⇒日本、大王⇒天皇に書き替えた。こうして『日本書紀』に記載されていない倭の五王を大和王朝に取り込んだ。

『百濟本記』の執筆対象国の倭国は、百濟建国から滅亡まで一貫して外交を重ねてきた倭国(九州王朝)であって、日本国(大和王朝)ではないという『旧唐書』の認識(倭国≠日本国)が必要であろう。

ex 1～ex 3は、倭国(九州王朝)を大和王朝に取り組むために、『日本書紀』はこのように意図的に時間帯を上下に繰り上げ又繰り下げている。この作業は時間的制約のためか結構、杜撰な編集だったようだ。

『続日本紀』には、神護景雲3年(769)10月10日條でのこととして次のように記している。

太宰府が次のように言上した。

この府は人や物が多く賑やかで、天下有数の都会です。青年は学問をしようとする者が多いのですが、府の蔵にはただ五經(易經・書經・詩經・礼記・春秋)があるだけで、未だ三史(史記・漢書・後漢書)の正本がなく、本を読みあさる人でも学ぶ道が広くありません。……

天皇は詔して『史記』・『漢書』・『後漢書』・『三国志』・『晋書』をそれぞれ一部賜わった

(講談社学術文庫『続日本紀』下、21頁)

これらの史書の多くは開元(713～741)

の初の遣唐使から、もたらされた史書も多く在ったであろうと思われるが、魏徴（580～643）が編纂した『隋書』や沈約（441～513）の著わした『宋書』の記載がない。

『日本書紀』編纂に『隋書』や『宋書』を利用していることが確実であるにもかかわらずだ。『隋書』・『宋書』は大和朝廷にとって「禁書」だったのではないか。元明・元正天皇は「九州王朝隠蔽」を書紀成立の最大テーマのひとつにした。そして、この実行責任者が舎人親王の任命（役割）だった。

C

『日本書紀』編纂のスタート時期はいつかについてであるが、712年に太安万侶から元明天皇へ『古事記』を撰上した以降に、元明天皇が天武天皇とは別の視点、すなわち、「九州王朝の滅亡」という事実に起って、新たな歴史編纂に着手したと考える。

- ① 九州王朝の歴史書（例えば一書群）
- ② 百済サイドの歴史書（百済記等）

これらの書物が元明天皇の下に集まってきて708年に禁書とした上で、天武天皇による歴史編纂作業が如何なるものだったかを『古事記』を確認して、これらが元史料となった。

和銅7年（714）2月條

2月10日、從六位上紀朝臣清人・正八位下三宅臣藤麻呂に詔し、国史（日本書紀か）を選修させる。

（『続日本紀』）

これが『日本書紀』の編纂のスタートである。

D

養老元年（717）7月に『日本書紀』が上表文付きで3年5カ月で完成される。と同時にその功によって紀朝臣清人は從六位上から從五位下に昇進し、勅百石を賜ったのであろう。（※国史撰修以外に昇進理由はない）。

翌年の養老2年（718）に、遣唐使が中国から史料を持ち帰って来たが、その中に『三国志』倭人伝や『隋書』が含まれていた。その記述されているところと、養老元年（717）に完成していた『日本書紀』は外交上の記述内容に相違があった。この為、養老元年（717）

に完成されたことについては、『日本書紀』に記載されず一旦反古にされた。

『日本書紀』に序文がないのはこのためであろう。この様に推察できる。

E

そして、養老4年（720）5月21日條に次のとおり日本書紀の完成が記述された。

是より先、一品舎人親王、勅を奉じて日本紀を修む。是に至りて功成り、紀30巻、系図1巻を奏上す。
（『続日本紀』）

F

天武10年（681）3月條

17日、天皇は大極殿にお出ましになり、川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大島・大山下平群皇子首に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し校定させられた。大島・子首が自ら筆をとって記した。

（講談社学術文庫『日本書紀』下、286頁）

Fの記事をもって、『古事記』あるいは『日本書紀』編纂のスタートとし、『日本書紀』の編纂に40年を要したとする考え方があるが、これは違う。この間に「九州王朝の滅亡」という大事件と「この九州王朝を隠蔽」したことを視野に入れないと日本古代史の真相が見えてこない。

以上のとおり、このA⇒B⇒C⇒D⇒Eの流れが中国史料とのすり合わせによる書記編纂の全体的な流れではないかと思う。この実行責任者が舎人親王である。

煬帝は、なぜ斐世清を倭国に派遣したか

—古代史覚書帳—

瀬戸市 林 伸禧

『隋書』倭国伝には、煬帝が斐世清を倭国に派遣したと記述されているが、その本当の理由はなんだろうか。

それを解き明かした論考（小幡雅雄著「『隋書』

倭国伝(一)－斐文世清はなぜ遣使されたか－)
*1、を紹介する。

小幡雅雄氏はまえがきとして次のとおり述べられている。

『隋書』は唐の魏徵が太宗の勅を奉じて撰し、貞観10年(636)に成った中国正史である。そこに記された東夷伝倭国を倭国＝倭国＝大和朝と三段連結し、定説は大和朝なかんづく厩戸主(※王)が対階外交にたづさわったとしている。既に歴史時代(7世紀)に該当していることも相まって、歴史上の常識としてもはや何らの再検討すらなされていない。

しかしながら、わづか60行千三百字たらずの記述において、7世紀初の大和朝に該当させるには、余りにも多くの差異を含んでいる。

従って九州王朝説に依拠するまでもなく、定説においても個別事項については中国側の混同・誤記として処理せざるを得ない個所が続出している。

小稿では『隋書』倭国伝は何を語っているのかについて以下検証してみたい。

次に、小幡氏は煬帝が倭国に使を派遣した疑問点を挙げられている。

「(A)日出処天子、書を日没処天子に致す。(中略)

蛮夷の書、無礼なり。復た以て聞するなかれ。

(B)明年、上、文林郎を遣わし云々」。

これは教科書にも引用されている有名な一節であり、これを以て7世紀大和朝が対中国外交上、対等に交渉しようとした表われであると評価する説まである。

一体、20世紀における反帝国主義概念として形成された民族主義イデオロギーを、どうして7世紀の日本に通用できるのだろうか？

何よりも607年に(A)の立場にあった隋帝煬帝が、なぜ翌年には翻意したのであろうか？ (A)節と(B)節は相反しているのである。

大業3年(607年)、倭國王多利思北孤は、隋(皇帝：煬帝)に使者を派遣した。その使者が持参した国書に

国書曰「日出處天子致書日没處天子無恙」云云。

(以下3文『隋書』倭国伝)

と、記述されていたので、煬帝は

帝覽之不悅 謂鴻臚卿曰「蠻夷書有無禮者 勿復以聞」

と述べ、国交断絶の様相を示している。しかし、翌年には

明年(608年)上 遣文林郎裴清使於倭國

と、裴世清を倭国に派遣したことが、『隋書』倭国伝に記述されている。

その理由については、『隋書』倭国伝に記述されていない。これについて、小幡氏は続けて次のとおり説明されている。

そこで、この交渉過程について、中国対日本の二国関係と見るよりも、より広域の東アジア世界全体の一環として認識していた中国王朝による戦略に沿っていたとする視点から検証すればどうなるだろう？

607年に起きた史実の中で注目すべきは、煬帝が東突厥*2の首長啓民の陣屋に行幸した際、高句麗の使者がその場に居合わせた事件があった。*3

先帝(文帝)による対高句麗侵略(598年、第1次遠征)の再開をめざす煬帝は、611年高句麗討伐の詔(第2次遠征)を下すが、それに先立って隋は東南アジア周辺諸国の動勢を把握しておく必要が生じたらう。(中略)

当時の東アジア世界においては、隋を軸として周辺諸国の思惑が入り交っていたが、その中にあって隋対高句麗の武力衝突が再開された場合、倭国がどのような行動に出るかについて、隋は新羅・百済のそれ以上に関心を持ったのではなかろうか？

つまり、煬帝は高句麗の周辺の国々(東突厥、新羅、百済、倭国)の動静を把握する必要があ

*1 初出：『市民の古代』第34号(1989〈昭和64〉年7月)、復刻：『市民の古代研究』合本・第1巻、238・239頁

*2 東突厥：6世紀～8世紀半ばにモンゴル高原から中央アジアにかけての地域を支配したテュルク系(トルコ系)遊牧騎馬民族とその国家。582年に東西に分裂した際の東側の勢力。

*3 (大業三年)八月壬午 車駕發榆林 乙酉 啓民飾盧清道 以候乘輿 帝幸其帳 啓民奉觴上壽 宴賜極厚 上謂高麗使者曰「歸語爾王當早來朝見 不然者 吾與啓民巡彼土矣」(『隋書』帝紀第三、煬帝上)

った。そして、当時の倭国の状況は次のとおりであった。

新羅・百濟皆以倭為大國 多珍物 並敬仰之
恒通使往來 (『隋書』倭国伝)

つまり、隋は、倭国が大国であって、新羅、百濟に影響を持っていると理解したようである。そのため、煬帝は裴世清に軍事力・他国に出征の有無等を調査するよう命じたと思われる。

よって、小幡氏は

即ち、607年の「無礼」にも拘わらず、煬帝が裴世清を倭に遣わしたのは、対高句麗討伐に先立って、倭国の軍備編成及び倭国の動向を確認するためであった。(中略)

「新羅・百濟は倭国を大国で珍しい物も多い国として敬仰」

『隋書』に記されていた程の実力を有していた倭国を、「無礼」にも拘らず無視できなかったのである。

と述べている。そして、倭国伝には、国の大きさ、組織、及び倭国に遠征する場合の道行きを記述し、最も重要な軍事能力も記述している。

さらに小幡氏は

「弓・矢・稍・弩・斧あり」

と倭國軍の武器類を見とり、

「皮を漆りて甲となす」

倭国軍が騎馬軍制を用いない編成である事を武具から判断している。更に倭国が

「常備軍隊はあるのだが出征しない」

事迄も確認した。(中略)

それ故、倭国王との会見後、隋使裴世清は

「皇帝の命令は全て達した」

旨、倭王に念を押して帰国の途についている。

とする。つまり、煬帝は、倭国が高句麗遠征に影響を与えないと理解したようである。

以上、小幡氏の論考は十分理解できる。私もこれが隋使派遣の本当の理由であると思う。そして、小幡氏は次のような文言で締めくくっている。

この倭国を推古期の大和朝に無条件で通用させようとする事から、定説では様々な矛盾が生じている。

9月例会報告

○ 天孫降臨説話考

名古屋市 佐藤章司

A : 八尺の勾璫・鏡、また草なぎ剣、……を副えた
まひて …… 竺紫の日向の高千穂のくじふるたけ
(注 久土市流多氣) に天降りましき。

(講談社学術文庫『古事記』上、176頁)

上の文で天孫降臨地は「どこか？」を理解するポイントは高天原から天降る先を「竺紫の⇒日向⇒高千穂の久土市流岳(多氣)」と次第に絞り込んで特定していく表記になっていて、竺紫は筑紫とは違う概念であって、筑紫よりも、もっと狭い範囲を示す呼称であろう。また、「国生神話」にある筑紫島(未だ九州という呼び名の無かった時代の呼称)は四つの面を持っていて、筑紫・豊・肥・熊襲の4国であって、未だ天孫降臨時点では日向国は熊襲国の中にあって日向国は存在していない。という視点が必要であろう。

又、上の文中にある「天降る」の実態は天上から山頂に天降るといような、空想的・神話的な概念ではなく、高天原(注:対馬・壱岐を含む領域で天国の中心領域)の天の浮橋から「天の鳥船」(注:風で推進力を得る船で鳥の羽の動きを帆に見立てている。)に乗移り、竺紫へと海上をサルタヒコが出迎える御前(岬)へと進むことで、具体的な行動を示している用語である。

これが『日本書紀』本文では筑紫を省略して、日向の襲の高千穂の峯に天降るとあって、日向の場所を示している。であるから、この天孫降臨地を日向国(宮崎県)に求める説は「筑紫=九州全体を示し、日向=日向国である」と拡大解釈するわけで、『古事記』・『日本書紀』であれ、初めから成立しない。

B : 「此地は韓国に向ひ、笠沙の御前(注:岬、碕、崎等の陸地が海に突き出している地形。)に真来通り、朝日の直刺す国、夕日の日照る国なり、かれ、此地は、甚吉き地」と詔りたまひて、……

(講談社学術文庫『古事記』上、177頁)

此地は韓国に向って相対している地であって、久士布流岳（多気）を原点として見える風景は笠沙御前、壱岐、対馬、韓国（魏志倭人伝では狗那韓国）と一直線に延びている場所である。

C：日子番能邇邇芸命に詔おほせて、「この豊葦原水穂国は、汝知らさむ国なりと言依さしたふ。…」（講談社学術文庫『古事記』上、171頁）

豊かな葦原の生い茂る「水田稲作の地＝水穂国」が新たな支配地であって、筑紫を中心とする北部九州が朝日の直刺す国、夕日の日照る国である。具体的に云えば、高木の神と天照大神のこの地を統治せよとの命令で天降ったが、とうとう、東から西に至る、板付や菜畑の豊饒な水田稲作地帯を手に入れることが出来た。とするものである。

上のA・B・Cから、この「筑紫の日向の高千穂の久士布流多気」は「高祖山」であると、した時に唯一、リアリティを持つ説話となる。これを、証明する物証（遺跡や遺物）が以下である。

二ニギの命が持ってきたと語られる「勾玉・鏡・剣」の最古のセットで集中して出土する地域である吉武高木遺跡（福岡市西区）は1985年に発見された弥生時代中期初（紀元前1世紀中ごろ）の遺跡であり、勾玉・前漢の鏡・銅剣のセットを持つほか日本製絹布が日本最古の王墓（木棺墓）から出土している。これがニニギ命の墓である。

○ 「魏志倭人伝」の倭国(北部九州)の米の生産量の考察

一宮市 竹蔦正雄

「魏志倭人伝」にある戸数表記から弥生時代後期の人口を探ると北部九州の人口は非常に大きな数字となり、実情に合わない。この記述は北部九州での米の生産量でないかと考え、検証し報告した。以下その概要です。

I. 弥生時代の米の生産量

1. 弥生人の活動に必要なエネルギーとタンパク質量

①弥生人の一日の必要エネルギーを算出する。弥生人の平均身長は、青谷上寺地遺跡他の遺骨から162cmであるとして、基準体重を

$$1.62 \times 1.62 \times 22 = 57.7 \div 58 \text{ kg}$$

とする。

②次に、現代成人(18～29歳)の基礎代謝基準値24kcal/kg/日*1 を使用して、弥生成人の基礎代謝量*2を算出すると、

$$24 \text{ kcal/kg/日} \times 58 \text{ kg} = 1,392 \text{ kcal/日}$$

となる。

③現代人の活動必要エネルギーは基礎代謝量の1.5倍である。弥生成人の活動は現代人より激しく1.8倍とみて、活動必要エネルギーは約2,500kcal/日とした。又、必要タンパク質は60gとみる。

2. 弥生人の米の消費量

奈良時代の一人当りの年間消費量は表1のようになる。

表1

換算		数量	単位
束/年・10人		628	束
年換算	1人/年	62.8	束
	粳 /人・年	284.4	kg
	玄米/人・年	219.7	kg
	精米/人・年	203.5	kg

※松村恵司『古代集落と在地社会』山川出版社、1995) 及『古代豪族居宅遺跡の研究』(研究代表者：山中敏史、2000年3月) P56〈表3〉より

この表から奈良時代と弥生時代の米の一日の消費量を比較すると表2のようになる。

比較に当り、弥生時代の米の生産量は奈良時代より耕作面積で20%少なく、米作技術や道具の発達の遅れにより20%低かったと考えられ

1 日本人の食事摂取基準(2010年版)：厚生労働省ホームページ

2 基礎代謝量＝基礎代謝基準値×基準体重

るので、合わせて奈良時代の60%とした。

表2 一人当りの1日の玄米消費量

区 分	人/年	人/日	
		g	合
奈良時代	約220kg	約603	約4
弥生時代	約132kg	約362	約2.4

玄米100g中での栄養素は、エネルギーで350kcal、タンパク質で6.8gである。よって、弥生人は玄米2.4合よりエネルギーを約1,270kcal/日、タンパク質を約25g摂取していたことになる。

これは、弥生人の一日の活動必要エネルギーの約51%、必要タンパク質の約42%に当るので、妥当な数字と考える。残りは堅果類(どんぐり、くるみ等)や雑穀類(稗粟等)と、魚介類や鳥獣類から十分摂取できたと考える

表3

国 名	戸・家数	玄米の消費量/年	重 量	俵/60kg
伊都國	千餘戸	5,256石	788トン	13,000俵
奴 國	二萬餘戸	105,120石	15,760トン	260,000俵
邪馬壹國	七萬餘戸	367,920石	55,160トン	910,000俵

表4

田の 区分	米収量 束/反	奈良時代		弥生時代		
		現在換算の玄米収量/反		奈良時代の80%として		扶養人口/反
上田	50束	8斗4升6合	126.9kg	6斗7升7合	101.6kg	0.77人
中田	40束	6斗7升7合	101.6kg	5斗4升2合	81.3kg	0.62人
下田	30束	5斗 8合	76.2kg	4斗 6合	60.9kg	0.46人
下々田	15束	2斗5升4合	38.1kg	2斗 3合	30.5kg	0.23人

(乙益重隆「弥生農業の生産力と労働力」『考古学研究25-2』ほか)

*弥生人年間消費量8斗7升6合/人から算出

3. 倭国の各国での米の消費量

表2より、一年間では一人当たり8斗7升6合、一戸(6人)では5石2斗5升6合(約788kg、約13俵)となる。

したがって、戸・家数から計算すると、主要3カ国の玄米消費量は表3ようになる。

上記の米の収穫必要耕作面積を算出する。沢田吾一氏の奈良時代の正税帳調査に基づいて、乙益重隆・石田博信氏が表した奈良時代の反当りの玄米の収量は表4のようである。

これを基にして、弥生時代の米の反当りの生産量を奈良時代の80%として推定してみる。弥生時代の田の生産力を、この分類の中田40束/反として検討すると、一反からの玄米収穫量は5斗4升2合、年間一人の玄米消費量は8斗7升6合、扶養能力は0.62人/反となる。

このことから、伊都國、奴國と邪馬壹國の耕地面積を算出すると、表5のようになる。

表 5

國 名	玄米消費量	必要耕作面積		扶養可能人口
		反	km ²	
伊都國	5,256石	9,697	9.62	6,012人
奴 國	105,120石	193,948	192.34	120,248人
邪馬壹國	367,920石	678,819	673.18	420,868人

表5のように広い耕作面積が必要である。

この3国の当時の耕作面積を推定してみると、

①伊都國は、雷山川、瑞梅寺川と川原川の流域の前原平野で、東西3.5km、南北5.5kmの約19km²となる。丘陵、住居などを除くと、現在で約8km²、当時で約2km²ほどとなる。

②奴國は、現在の福岡市早良区と西区の間を流れている室見川兩岸の低地が耕作地であり、当時の広さは総計で4～5km²とみる。

③邪馬壹國は、国土地理院発行の25千分の1の地図で、福岡南部と区分されている地域がこの国に当る。この面積は約110km²であるが、当時の耕作地は那珂川と大野川の兩岸の低地だけであるので約15km²と考える。

4. 玄米の消費量から考察できること

倭人伝にある「戸」を世帯数(家族数)とすると、戸当り6人の玄米消費は5石2斗5升6合/年となり、当時の玄米生産は5斗4升2合/反であるので、戸当り9.7反(0.0096km²)が必要となる。つまり、千餘戸で9.6km²餘、萬

餘戸で96km²餘、まして、七萬餘戸となると672km²餘の広大な耕作面積が必要となる。地域面積から見て現状に合わない数字となる。

やはり、「戸」は世帯数(家族数)を表していないのではないかと考える。

「戸」の指すものは、米の生産高「石」である。

II. 倭人伝の「戸」は弥生時代の米の生産高「石」

1. 倭国の各國の玄米の生産量と扶養可能人口

倭人伝の各國の勢力を表している戸数を世帯数としたときの矛盾は、前述の通りである。

そこで、戸数表示を石数表示と解して、生産量、生産面積と扶養可能人口を表にしてみる。但し、ここに表示されている「石」は古代の生産高単位であるので、現在の「石」に直す。

周代の一斗=約1.940が魏代も使用されていたようなので、この数字を基として換算すると、魏代の1石=10斗は、現代の19.40=10.78升=0.1078石となる。

表 6

國 名	倭人伝での米の生産量	現代に換算した玄米の生産量	耕作面積		扶養可能人口
			反	km ²	
對海國	千餘石	107石8斗	198.9	0.197	123人
末盧國	四千餘石	431石2斗	795.6	0.788	493人
伊都國	千餘石	107石8斗	198.9	0.197	123人
奴 國	二萬餘石	2,156石	3,977.9	3.945	2,466人
投馬國	五萬餘石	5,390石	9,944.6	9.862	6,166人
邪馬壹國	七萬餘石	7,546石	13,922.5	13.807	8,632人

※弥生の一反当りの玄米生産量は5斗4升2合、扶養可能人口は0.62人

上記の換算により算出すると表6のようになる。但し、一大國と不彌國は「家」とあるので、別途検証したい。

表6から分かることとして、奴國、邪馬壹國の耕作面積は推測面積とほぼ一致しており、人口も弥生後期の実状に合致している。「戸」を米の生産高の「石」とみて間違いない。對馬國においても耕作面積が少なく、米の収穫量も少ない状況が倭人伝と一致している。但し、伊都國においては、耕作面積が約0.197km²と推測面積約2km²の1/10であり、少々、少なすぎるように感じる。『翰苑』に記載がある魚拳の魏略逸文には「戸萬餘」とある。倭人伝の記述には、間違いがないとして検証しているが、この部分だけは魏略逸文が正しいのかもしれない。

2. 米の生産高の「石コク」が「戸」になった理由

本来、米の生産高を表す「コク」は「斛」である。この「斛」の上古音発音は「hukグ^ッ」であり、「戸」の上古音発音は「hagガ^オ」である。つまり、倭国の使者が「斛」を「guauグ^アウ」と訛って発音し、帯方郡の役人が「hagガ^オ」と聞き取り「戸」と表記したのである。

米の生産高を表す容積単位は「斛・斗・升・合」である。しかし、倭国の人たちは、これらの単位を文字で理解していたのではなく、言葉で理解していた。つまり、「斛」は「グ^ッ・グ^アウ」と正しく理解して使用していた。それを、帯方郡側では聞き取り音から「戸ガ^オ」と表記した。倭の使者の米の生産高の話を、郡の役人は世帯数の話として、家を表す文字「戸」使ったのである。

ところが、度量衡の単位の中に「戸」は無い。有るのは重さを表す単位「石」である。そこで

「戸」に似た文字の重さの単位「石」が容積単位「斛」の代わりに使用されたのである。「石」は上古音発音で「dhiakジャク」であり、漢音で「セキ」、呉音で「ジャク」である。

元々「石」に「コク」という発音は無いにも拘らず、この発音が現在の日本で慣用音として使われるようになったのは、こうした経緯があったからである。

* 上古音：藤堂明保編「学研漢和大辞典」学習研究社による

3. 一大國と不彌國の「家」について

① 一大國

一大國には「有三千許家」とあり、この三千の建物がすべて人の住む家であったならば、一家族平均5人として、壱岐の島に約15,000人が居たことになる。しかし、壱岐島の現在の面積は約133.8km²であるので、15,000人での人口密度は112人/km²となり、現在(2010年8月)の人口密度210人/km²と比べると、当時としては過密な人口となる。

小山修三氏による弥生後期の九州地区の人口密度は2.5人/km²であり、弥生後期後半には全国の人口が67%UPの100万人になったことを適応すると4.18人/km²となる。壱岐島にも、この人口密度を当てると人口約560人となり、他の国々の実態と一致してくる。つまり、一大國の世帯数は約110世帯であり、三千許家とは「家」、即ち建物ではない。

やはり、ここも米の生産高である「斛」の話をしてきたが、倭の使者の発音が訛っていたことにより「斛」が「許家」となったのである。

* 「斛」の倭国使者の発音「giao-kauギ^ウオカ^ッ」を帯方郡の役人は「hlag-kägギ^アオカ^ア」と聞き「許一家」と記録したのである。

表7

國名	倭人伝の米の生産高	現代換算の米の生産高	必要耕作面積		扶養可能人口
			反	km ²	
一大國	三千石	323石4斗	596.7	0.592	370人

一大國の米の生産高の、三千石とはどのようなものかを前述の方法で換算してみよう。

近年、発掘整備され一大國の王都とされる「原の辻遺跡」のある一帯で、米作が行われていた。その米作が、扶養可能人口370人の生産高である。つまり、560人以上の人たちが生活するには、30%以上不足する。したがって、「南北市糶」して不足分を補っていたのである。

② 不彌國

不彌國も「有千餘家(千ほどの家がある)」とあるが、一大國と同じように「家」の数でなくて、「斛」が聞き取り段階で誤ったものとする。但し、「許家」ではなく「餘家」となっている。「許・ばかり」と「餘・ほど」とは同義であるので、前後の漢字の流れから「許家」を「餘家」と誤訳、あるいは誤記したのではないかと考える。

または、上古音発音では「餘」は「diag」であり、「許」は「hIag」であるので、倭の使者の発音が酷くて、「hIギ」が「diヂ」と聞こえ

るほどの酷い訛りであったのかもしれない。

一大國同様に不彌國の千石を表にすると、次のようである。

不彌國は魚貝類を獲って生活している漁師の国である。よって、米による扶養人口は少ないが、魚貝との交換で米を買い、それ以上の人たちの分を賄っていたと考える。おそらくは200人前後の人々が暮らす国であったであろう。

もう一つ追加して推測できることは、一大國と不彌國とは言葉の訛の類似からしても同族の人々であったのではないかということである。

不彌國は「東行、百里」とあるように、現福岡市の室見川の河口に広がる入り江を囲んだ国である。つまり、一大國と不彌國は海路で直結された兄弟國であったのではないかということである。

不彌國內には、後にはあろうが「壱岐」の地名が課された地域が設けられ、現在に至っていることも傍証として考えられる。

表 8

國名	倭人伝の 米の生産高	現代換算の 米の生産高	必要耕作面積		扶養可能人口
			反	km ²	
不彌國	千石	107石8斗	198.9	0.197	123人

○ 『隋書』倭國伝の竹島と躰羅國

名古屋市 石田敬一

佐藤章司氏は『東海の古代』145号(平成24年9月)に掲載された竹島と躰羅國に関する私の例会報告を読んで、次の2項目について批判された。

1 佐藤氏は、竹島は『隋書』倭國伝に出てくる地名だから倭國の領地であると考えべきとされた。

これに対して、私は竹島がどこの領地であるか倭國伝に記述されていないので、倭國の領地と決めつけるのは間違いと思うと答えた。

この問題に関しては以下のとおり『東海の古

代』144号(平成24年8月)の本文において、私の考えを明記している。

今問題の竹島が『隋書』の時代に百濟領であったのか倭國領であったのか、『隋書』倭國伝の記述からだけでは、わかりません。ただ、この竹島が百濟領であるか倭國領であるかに関わらず、現在、竹島という地名は朝鮮半島の南西部にあることは紛れもない事実です。『隋書』倭國伝における竹島について、その記述に沿い、かつまた朝鮮半島の南西部に竹島の地名が現存しているのですから、竹島が朝鮮半島南西部に位置することを否定できないと思います。

(『東海の古代』144号)

なお、『隋書』倭國伝には百済の地名が記述されており、佐藤氏の考えからすれば、おかしなことに百済も倭國領になってしまうと逆に指摘した。

2 佐藤氏は、舛羅國は舛牟羅國であることの根拠を示すべきではないかとされた。これについて私は次のとおり本文において根拠を明記している。

王以耽羅不修貢賦親征至武珍州 耽羅聞之遣使乞罪乃止 耽羅即耽牟羅

(『三国史記』百済本紀)

百済王、耽羅が貢賦を修めず、以て武珍州(現在の光州)に親征す。耽羅は之れを聞き使いを遣り罪を乞う。乃ち止む。耽羅は即ち耽牟羅なり。

耽羅と耽牟羅は字が異なるので、異なる所を指すという解釈がありますが、『三国史記』百済本紀の記述には、耽羅は即ち耽牟羅であると明確な記述があり、これに従えば耽羅と耽牟羅は同一の所を指しています。

一方、耽羅が耽牟羅と異なるという記述は、中国史書には全くありません。中国史書に忠実に従う限り耽羅と耽牟羅は同じところです。

ここで、「耽」は「たん」と読まれ、「舛」の異体字とされますので、耽羅は舛羅、そして耽牟羅と舛牟羅は同一と考えてよいでしょう。「耽羅は即ち耽牟羅なり」は、すなわち「舛羅は即ち舛牟羅なり」ということになります。したがって、『隋書』倭國伝の舛羅國と『隋書』百済伝の舛牟羅國は同一の国を指していると考えます。中国史書に従うかぎり、これが当然の帰結です。

いずれにしても、佐藤氏は本文ではなく例会報告のみを読んで批判されたもので、情報の共有がない議論となってしまう残念であることから、本文での批判をお願いした。

○ 新聞記事 大阪の天皇陵の埋葬施設

名古屋市 石田敬一

2012年9月19日(水)付け読売新聞に「菅田御廟山古墳と上石津ミサンザイ古墳の方円墳の方の部分に埋葬施設とみられる土壇が確認された」との記事があったので、新聞記事を示し会員の所見を聞いた。

正 誤

145号(平成24(2012)年9月)

	5頁左～9頁左(項目題)
誤	3 貝田禎造氏の「 ^{ひとつき} 一月・十五日曆」説) 6 私の考え
正	4 貝田禎造氏の「 ^{ひとつき} 一月・十五日曆」説) 7 私の考え

10月例会予定

日時：10月21日(日) 午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館(第4集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

11月例会：11月18日(日)名古屋市市政資料館

12月例会：12月16日(日)名古屋市市政資料館

例会は、11月・12月共に**第3日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。